

## 令和7年 神奈川県議会 第1回定例会 厚生常任委員会

令和7年3月7日

### ◆鈴木ひでし委員

私からも何点か、細かいことを聞かせていただこうと思います。

一つは、この地域医療介護連携ネットワークの構築費補助という、これが出ると。実は、私の地元でもサルビアねっとというのがあって、そんなに物すごい進捗状況がいいかというと、あまりそういうお話は聞かない。その中で、私は、一応この関係の皆様方に聞くと、第一には、紙ベースのもの、こういう一つもデジタルで結ぶということに対する大変な労力とお金という問題があるというのは第1点。

第2点目は、具体的にクラウドとしてやるんでしょうけれども、このクラウドが二つの意味がある。一つには、政府が言っているISMAPという、ある意味で、クラウドのしっかりと承認というようなものについて、それに合致しているかどうかというようなことに対する専門家というようなもの、なかなか見つけづらいというようなことがある。

もう一つは、デジタル化が進める日本の医療DXということに、将来的に本当に結びついていくのか、こういう状況下が、すごくある意味で、見た中ではあるような気がしました。これについて、県としてはどのような感想なり、また意見をお持ちですか。

### ◎医療企画課長

まず、サルビアねっとの加入者数については、令和7年の1月末現在で、まだ1万7,000人という状況です。なかなか、その部分について、改めて登録いただくということが必要になってきますので、患者さんにもそういったことを使うということを御理解いただきなきやいけない。これは、かなり医療機関にとっては物すごく作業としては重いものになっています。

それから、あと、参画する医療機関も、全ての医療機関100%入っているわけではないというところもありますので、こここの部分については裾野をもっと広げていかなきやいけないというのはありますので、県としては、その部分を少しでも拡大できるように、医療関係者にもそうですし、患者さんそのものについても利用していただけるように、まず働きかけをしていかなきやいけないと思っています。

ネットワークの、今後、国とどういうふうにつながっていくのかということについてなんですかけれども、もともと、このサルビアねっとを始めたとき、国では医療情報のネットワーク化を進めますよということで始まっていました。その後、国の方針の転換があって、現在は3文書6情報の情報をまず統合しようということで今、これが国で進んでいます。

ただ、国の方針で進めている3文書6情報の電子カルテの共有の仕組みというのは、まだそこから始めて、今後、国の方針で、今それをさらに広げるということを検討しているやに聞いています。なので、サルビアねっとやさくらネットと国の仕組みそのものについては、もちろん、今扱っている情報も違いますし、

そういう意味で共存していくというふうに認識していますが、置いてきぼりにならぬように、ちゃんと国の状況を見ながら、しっかりとつながるように注視して連携していかなければいけないですし、そういう支援を県としてはやっていきたいと、このように考えているところです。

#### ◆鈴木ひでし委員

大変なお金をかけて、これだけのネットワークをつくる。知事も本会議場で胸張っておっしゃっていたけれども、これから時代というのは、少なくとも、最低でも、やっぱりどんなにDXや、またIT、ICTという時代は3年サイクルで大変な勢いで変わっていくわけで、果たして、こういうようなお金をここにつぎ込むことはいいことなのかどうかというような疑問は、私はちょっとと思いました。と同時に、やはり県民の方々の個人情報、これはどうやって扱っていくのかという大きな問題点に突き当たっている部分もあるようございます。

今さら、これをやめなさいというような言い方も変ですから、くれぐれもそこでの、今、私がお話をさせていただいた点は、どうか確認をしていただきながら、また、マイME-BYOカルテみたいなことにならないように、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

二つ目は、午前中の質疑にもありました、精神科医療の推進についてなんですね。

私はとてもいい試みだと思って、この精神科病院の入院者訪問支援事業費は、そんなあまり大きなお金じゃないようですが、してくださったと、これについては感謝申し上げます。

ただ、私、先ほど課長さんが最後のほうにいみじくもおっしゃった、1回こつきりでいいんですかと、こういうこと、もっと何回もやらなきやならないんじやないですかという現場の声というのは、私、そのとおりだと思うんですよ。

今、これを拝見すると、やはり世界的にも、精神疾患の方の入院とか強制入院というのは、もう圧倒的に多いわけで、これはもう何とかしなきやならない国との問題だと私は逆に思っています。

現実に、親御さん等々からも相談もすごく多い、また病院との問題等々も御相談を頂きながら、私も対応していただいているんですが、その中で、これはもう逆に、身寄りのない入所者の、強制入院をされた方と対話をすることでお出でいるけれども、私は観点が違うんじゃないかなと思うんですよ、もしそこまで踏み込んでくださるんなら。

私は、逆にこれこそ、入所されているというよりも、病院に入ってらっしゃる方の人権というようなところにしっかりと視点を置いて、ある意味で権利擁護者というような形で、この方たちをしっかりとサポートしていくと。

ひょっとしたらば、強制入院という中には、御当人は納得いかない問題もいっぱいあるはずですし、また、ある意味では、いい面もあれば悪い面もある。もちろん、入院したことによって、いろんな周りの方々に対する安心というものもあるというのも私も分かるような気がします。ただ、これだけ、要するに津久井から始まって、神奈川県が当事者目線だ、ああだこうだというふうに長年言ってきていて、ここまで踏み込んだんだったら、これは私、中井の問題が、片や福祉局で

もって、人権だ、ああだこうだって質疑をしていながら、いざこうなってみたならば、それはもう市町村に行って、訪問をして話を聞くというような話じゃないだろうと。逆に、その方たちの人権というようなものを守る、ここには精神障害者目線の社会検討会議というのは立ち上げてくださっているけれども、そういうものじやないんじやないかと。例えば、それこそ県として、そういう第三者として関わって、その入院患者の方の人権を守るという、そういう型は、やっぱりこれから神奈川県の中でどんどんつくっていくべきだと私は思っているんですけども、これについては、課長どうですかね。

#### ◎精神保健医療担当課長

委員御指摘のとおり、入院患者の人権擁護、これについては極めて重要だと認識しております。入院している方の思いをしっかりと受け止めながら、人権に配慮した支援を行うための仕組みづくりのアイデアを、今、委員から頂いたというふうに認識しました。第三者の設置も含めて、県にどのようなことができるのか、今後検討してまいりたいと考えております。

#### ◆鈴木ひでし委員

私は、この中でもって、大変重たいものであって、精神疾患の方々に対する対応というのは、ある意味で大きな大きな日本社会の問題だと私は思っているし、ある意味じや、親御さんの中には、なかなか入院できないという方もいらっしゃって、大変につらい日々を送っていらっしゃる方の御相談にも乗りました。

そういう中で見たならば、何か一つ、新しい希望といったらおかしいけど、目標となるようなものをしっかりと、精神疾患の方々の中でも、特に強制入院をさせられた方々に対する対応というようなものについて、しっかりと対応していただきたいことをまずお願いしておきたいと思いますので、今後、またいろいろ御相談させていただきながら、よろしくお願いしたいというふうに思います。

最後に、私、この中期目標について何点かお聞きしたいというふうに思います。

私、これを見ていて、正直言って大変にがっくりきたというか、え、こういうもんなの中期目標って、中期計画ってこんなもんなんですかというふうに、私は正直言って思った。

側面が三つぐらいあるけれども、今日どこまで時間があるか分かんないから、どこまでお話し合いできるかどうか分かりませんが、第1点、この財務内容、大変な額を投入するというお話になっていて、頂いた第四期中期計画の中の16ページに、経営基盤の確立についてということで、令和11年の目標値が100.5%、また、修正医業収支比率が85.4%というような数字が出ている。当然、これ将来的に、令和11年になってもマイナスということは書くことはできないからこうしたんだろうけれども、私は、病院というのは、一般の病院だというような例えば前提としたならば、これは常識で考えたって、これが一番最初に来るんじゃないのかと私は思った。

これを100.5%にするために、毎年毎年、こういう5病院と、機構としてこうやってやっていきますという青写真があつてしかるべきなのに、なぜか訳の分

かんないいろんな文章がいっぱいあった中で、最後に、100.5%頑張りますって終わっちゃう。何じゃいなこれと。

普通、経営なんかやっていて、皆さん、どうですか。目標幾つですか、来期は100.3%、その具体的なプレゼンテーションしろと、方向性をって出てくるけれども、前にだらだらいろんなものを書いて、いきなり最後のほうになって100.5%って出る、お金はつぎ込む、これ本末転倒しているんじゃないのと。いや、これ財政面からですよ。ですよね。これどうですかね、この現場の課長さん。

#### ◎県立病院課長

今回の中期計画案の構成につきましては、県のほうで策定いたしました中期目標の構成に基づいて、元の中期計画自体が中期目標に基づいて作成するものでございますので、中期目標の項目立てに基づいて、計画の構成をしていただいたというところですので、中期目標のほうでも財務の内容は後ろのほうに來ているという部分でございます。

これについては、もともと地方独立行政法人法のほうで、中期目標に掲げる事項ということが具体的に列挙されておりまして、その順番に並べますと、こういった財務内容の改善というところがちょうど4番目に出でてきているというところで、その法律の順番で中期目標の構成を整理させていただいて、また、さらにそれに基づいて中期計画の案を作成したということで、このような並びになっているというところでございます。

#### ◆鈴木ひでし委員

分かりました。それはもう法律を私が知らなかつたということにしておきましょう。

ただ、逆に、今の流れからいったならば、最終的な100.5%になるための道筋って、これはどういうふうに結びつくの。この中に書いてあること、いっぱい書いてある、だらだらだらだらと文章が。失礼ですけど、普通のマネジメントだったとしたら、数字でもって見て、達成無理だろうとかというようなこと、すぐジャッジしなきゃなんないよ、これ見ていて。ところが、書いてあることは、みんな決意発表ばかりなんだよ。決意をどれだけ書いてもらったってさ、どうしてそうなるのというのではないと私は思うんですよ。

今、課長が言われた、法律の中で書かれているからこのとおりだ、それは私が知らなかつたということで、分かりました。だけど最初に、逆に、このところに向かっての、100.何%というところに行くための道筋はどういうふうになって、要するにこの立てつけになっているんですかというふうに、私は単純に逆に切り返しますよ。

課長にこれ以上言ってみても、何かすごく下向いていらっしゃるからこれ以上言わないけれども、言っているんだけどさ、私はこんな立てつけをいつまでもやっていると、あなた、財務内容は変わらないよ、申し訳ないけど。私が社長だったとしたら、一蹴して、これ多分どこかに投げるよ。こんな言い方は失礼ですけれども。だって、どうやってやるのか、魂が何もないであります、頑張りますというようなことで、企業経営なんて成り立つはずないじゃないですか。県だか

らって、もちろん、いろんなそういう問題だけじゃない、公立としてこういうものをやんなきやないから、もちろん赤は出るんですけれども、先ほどの方もおっしゃっていた、私もそのとおりだと思うんですよ。だけれども、あまりに出していることが乱暴じやありませんかって、百何%にするというものは、これ出ていなかつたのでといえばしようがない。だけれども、そこに書いてあつたら、それを一つまた見ていただきたいというのが一つ。

二つ目には、これ見ていて、さっきから言っているように、だらだらだらだらと文章がいっぱい書いてあるんだよ。ただ、私一つだけ立派だったなと思ったのは、第三期とか第二期見たら、ひどいね。ペラ紙で3枚ぐらいでしょ、あれ。三期とか四期の計画、俺、よくこんなんで通してきたなと思って、ペラペラいっぱい何か、数字なんか何もないでもって書いてあるんだよ、こんなことします、こんなことします。これ、だからいろんなことが起こつたんだろうなと私は思った。

それはさておき、この中で、私、見ていて、ちょっと御覧になつていただきたいんですけども、7ページ、このインシデントについても、実はちょっとこれを見てみたらば、ここに書いてあるインシデントというのは、このインシデントそのもの自体で取り組んだというのは、目標値に、要は、令和3年でしたっけ、こども医療センターの事故、これを入れた形で、こういうような42の提言に基づくって、42ってどこから出たのか知らないけれども、19ぐらいしかなかつたよ。その中から見ると、この総報告件数とか何とかというんじゃなくて、そもそもは全部の、この提言そのもの自体が解決は令和8年になつてゐるんです。これを見てみると、11年度の目標でもって、あそこに出でてきている、少なくとも、すみません、私読み込んでないので、違つていたら許していただきたいんですけども、ここに書いてある、要はインシデントの報告数そのもの自体というようなものは、どのようにして出されたのかって、書かれてしかるべきなんじやないの。このインシデントの令和5年度実績と11年度の目標。特にこれが問題だから、令和3年の問題をこの第三者委員会に、外部委員会にかけてやろうと言つたんじゃないの、これ。そうしたならば、こんな何かペラ紙でもって、1枚、これでやりますよなんていうのは、全然アクションプランでもなければ、何も書いてないんだから、どこからこの数字が出てきたのって普通聞かないですか。これが二つ目ですよ。課長に答弁を求めて、下向いていらっしゃるから、もうパスで。

三つ目は、このインシデントの中で出てきているものの中に、課長、一つは、本部機構というようなものについて23、こども医療センターに関わるのは19つて書いてあるんだよ、この提言が。ぱっと見てみた。ところが、失礼ですけれども、2ページからいっぱいあるけれども、これ、機構の目標のときにも言ったよね、何で機構の本体ということについて触れないんだと。また触れてないじやん、これ。機構の本体がどうやって、その百何%並びにここに書いてある五つの病院の目標を達成するかなんて、何も書いてないじやないか、こんなの。

これを中期計画でもって出してお示ししました、どうぞ認めてくださいなんていふうな、申し訳ないけれども、甘さというのはどこから来るのかね。例年の県と病院機構とのなれ合いなんじやないの、これ。だから変わらないんだよ、いつまでたつたってさ、こういう状況下の中で。ただ、枚数が多くなつたことだ

けは褒めるよ、三期よりも。べら3枚より、これだけいっぱい出ているんだから。

何が問題なの、今。県と、要するに機構との間のこの問題は。何なのこれ、なれ合いの何ものでもないよ、そんなの。普通の経営者なんか見たら、本当に申し訳ないですけれども、見ないで折って捨ておくというか、ここに置きますよ。どうですか。それは局長に聞いたほうが早いか。

## ◎健康医療局長

病院機構中期計画に対する厳しい意見と受け止めました。

まず、前段、言及いただいた計画書そのものについては、前回も鈴木委員に言ってもらいました、より一般の方が見ても分かりやすく、しっかりとこれを示していくという、資料としての分かりやすさをなるべく追求したつもりでございます。そこは申し上げておきます。

それから2点目、やはり財務内容、これは私も違うところで前回申し上げたんですけれども、独立行政法人、本当は企業でいうと、IR的な要素が本当は必要だと思います。株主総会で、我が社はこういうことをしたいですよ、まさに今、委員がおっしゃったように、来期はここを目指していきます、このために柱でこの三つをやっていくから、業績はここを目指していきます、それが本当は必要だと思います。

ただ、法律の縛りもあるし、その順番になっていますが、ただ、確かにそこは御意見のとおり、財務をここまで伸ばしたい、これは書いてあるんですけども、そのために、実はよく読むと、各病院でこれだけ手術件数を増やしたいとか、診療をこれだけやる、それは書いてある、書いてあるんですけども、それがどういうふうに財務に直結するのかは実は書いてございません。そこは少し、独法の計画書の在り方としての弱さかなと思っております。そこは少し御意見を踏まえて、どこまでどういう記述になるのかは、今後、いろんな取組の中で工夫させていただきたいと思っております。

それから、最後に、例の令和3年のこども医療センターでの医療事故、昨年度の当委員会でも様々議論いただいて、私も謝罪をさせていただきつつ、様々誓いをさせていただきました。

これを踏まえて、機構としても、県としても、非常に事故に厳しく、42の提言というのは書いてありますけども、これをしっかりと載せて、医療安全についてはしっかりとやっていくということを載せたつもりではございます。ただ、逆に言うと、分かりやすくというだけで、随分あっさりしちゃっているなというふうにお感じになったという御意見も非常に厳しく受け止めなければいけません。

もちろん、42の提言というのは別にちゃんとあって、それに対する機構アクションプランというのは別にあるんですね。細かく、こういうことをやっていきます、これは厳しくやっていきますというのはございます。

それから、別の答弁でも県立病院課長も申しましたけれども、こども医療センターがやっぱり忙し過ぎて、看護師がいっぱいいいっぱいで、それでこういう事故になっちゃったという指摘があったんですね。こういうところは、しっかりと人員を増強して、もちろんICTだけじゃなくて、人もしっかりと増やして、余裕を持って働けるようにしないと、そもそも医療安全は保てないということで、必要な

支援を盛らせていただきました。

今後、県としても、一つは、他会派の先行会派の答弁で申し上げましたけれども、政策的に入れなきやいけないお金は入れるべきだと思います。ところが、しつかりこの収益として、収益と言つていいでしょうか、診療として稼がなきやいけないというんですか、その部分はしつかり稼いでいただく、この二面性をしつかりと整理して、これは機構と県がなれ合うことなく、厳しく取り組んでいきたい、このように考えています。

#### ◆鈴木ひでし委員

私はね、局長、その答弁はそのとおりだと思うよ。これはもう、それを受け止めなきやいけない。ただ、局長、一つ忘れちゃいけないのは、他の企業とのそういう違いでいうなら、県民からの税金をどうするんだという問題があるわけだよ、私が言いたいのは。

確かにそれはそうだよ、他の企業等々と違うんだと、おっしゃるとおりだと思う。IRなんかと同じじゃないよと。IRを見てもそのようになっているじゃないですかって、そのとおりなんだけれども、ここに関わらない5病院以外の方たちが、要するに、税金も払い、ここにそれだけの多額のお金を入れているという現実は、これは私、一歩も譲っちゃいけないと思う、議会は。そのことだけは言わせてくださいよ。

それはおっしゃるとおりですよ。私だってそうだと思う。私が言ったって、そんな中にも、うだるうだる書けないって、そのとおりだと思う。だけれども、忘れちゃいけないのは、ここにいる方たちが手を挙げれば、要するに予算案は通るわけですよ。通るけれども、実際にもう本当に大変な中、血税といつてもいいぐらいな、働きながらでも納めてくださっている方々が、この5病院、また病院機構のために金を払うということについての責任は、ここにいる方はみんな負って手を挙げるわけですよ。それは、やっぱりプランはどうなのかと、私は今言わせていただいたけれども、こんなやり方でもって大丈夫なのかというの、ある意味で、これを本当に聞いたとしたらば、県民の中のそれこそ、失礼ですが、本当に一生懸命働いている方が聞いたら何て言うだろうなという、私はその代弁をしたつもりでいるんです。

私も、局長のおっしゃったその目標、前回の目標のときにも同じような答弁を頂いているんで、それで分かりましたけれども、せめて機構のほうには、そういうような緊張感を持ってやらないと、いつまでもこのままじゃいかないぞというような思いがしたものですので、ぜひとも、その点、受け止めていただいて、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。